

令和元年度

指導監査等結果報告書

令和2年6月

子ども・福祉部

目 次

	ページ
1 社会福祉法人および社会福祉施設	1
2 介護保険サービス事業所	7
3 障害福祉サービス事業所	12
4 行政監査	15
5 公益法人等立入検査	16
6 その他	17

1 社会福祉法人および社会福祉施設

(1) 社会福祉法人および社会福祉施設の指導監査

「令和元年度指導監査実施方針」の重点事項を中心に、指導監査を実施し、改善を図りました。

(令和元年度指導監査実施方針の重点事項)

- ① 適正な法人運営の確保
- ② 会計処理の適正化
- ③ 施設運営の適正化
- ④ 適切な利用者援助の確保
- ⑤ 安全対策の確保

(2) 実施状況

指導監査の実施状況は、次のとおりです。

① 社会福祉法人 (令和2年年3月31日現在)

実施数	対象数
9	104

(注) 対象数は、令和元年度当初の三重県所轄法人数です。

② 社会福祉施設 (令和2年3月31日現在)

区分	実施数	対象数
生活保護施設	3	3
婦人保護施設	1	1
児童福祉施設	369 (うち保育所318、認定こども園37)	462 (うち保育所378、認定こども園54)
老人福祉施設等	113	461
障害者支援施設	20	39
計	506	966

(注) 対象数は、令和元年度当初の施設数で、休止等の施設数は除きます。

(3) 指摘状況

指導監査による改善指摘状況は、次のとおりです。

① 社会福祉法人関係

指導監査を実施した9法人のうち、7法人に対し、38件の指摘を行いました。内容は次のとおりです。

ア 法人運営に関するもの 26件(68.4%)

- ・役員等(評議員、理事、監事)の選任が適切に行われていない。
- ・評議員会、理事会の招集・運営が適切に行われていない。
- ・多額の借入をする場合、理事会の決議を経ていない。
- ・役員等の報酬等が法令に定めるところにより支給されていない。

イ 事業に関するもの 0件(0.0%)

ウ 管理に関するもの 12件(31.6%)

- ・経理規程が正しく制定されていない。
- ・会計処理の基本的取り扱いに沿った会計処理が行われていない。
- ・法令に定める情報の公開を行っていない。

② 社会福祉施設関係

指導監査を実施した506施設のうち、363施設に1,246件の指摘を行いました。内容は次のとおりです。

ア 適切な入所者処遇の確保に関するもの 323件(25.9%)

- ・定期の健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策が適切に行われていない。
- ・苦情を受け付けるための窓口を設置していないなど苦情解決に適切に対応していない。
- ・事故発生の防止及び発生時の対応に関する措置が適切に講じられていない。

イ 施設運営の適正な実施の確保に関するもの 923件(74.1%)

- ・管理規定等必要な規程が適切に整備されていない。
- ・労働基準法等関係法規の遵守が不十分である。
- ・職員への健康診断等健康管理が、適切に実施されていない。
- ・防災対策が適切に行われていない。

表1 社会福祉法人の指摘項目および件数

(令和2年3月31日現在)

社会福祉法人	指 摘 項 目	指 摘 件 数
実施 9 法人 指摘 7 法人	I 法人運営	26 (68.4%)
	1 定款	0
	2 内部管理体制	0
	3 評議員・評議員会	7
	4 理事	6
	5 監事	7
	6 理事会	5
	7 会計監査人	0
	8 役員等の報酬	1
	II 事業	0 (0.0%)
	1 事業一般	0
	2 社会福祉事業	0
	3 公益事業	0
4 収益事業	0	
III 管理	12 (31.6%)	
1 人事管理	0	
2 資産管理	0	
3 会計管理	5	
4 その他	7	
計		38 (100.0%)

表2 社会福祉施設の指摘項目および件数

(令和2年3月31日現在)

指摘項目	適切な利用者支援の確保			施設運営の 適正な実施の確保			計
	利用者支 援の充実	生活環境 等の確保	自立への 支援援助 その他	運営管理 体制の確 立	職員の確 保、処遇 充実	防災対策 への取組 その他	
社会 福祉施設							
生活保護施設	0	0	0	0	0	0	0
婦人保護施設	0	0	0	0	0	0	0
児童福祉施設	238	15	0	82	272	235	842
老人福祉施設等	53	15	0	160	68	71	367
障害者支援施設	2	0	0	18	11	6	37
計	293 (23.5%)	30 (2.4%)	0 (0%)	260 (20.9%)	351 (28.2%)	312 (25.0%)	1,246 (100.0%)
実施506施設 指摘363施設	323 (25.9%)			923 (74.1%)			

(注) 1 児童福祉施設とは、乳児院、母子生活支援施設、保育所、認定こども園、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設です。

2 老人福祉施設等とは、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、無料低額介護老人保健施設です。

3 小数点第2位以下四捨五入のため、合計が100.0%にならない場合があります。

(4) 確認監査

指導監査において指摘した不適切事項については継続的な指導を行い、法人に自主的な改善を求めています。

令和元年度は、10法人に対し確認監査を行い、改善状況を確認するとともに、改善が不十分な場合は、改善ができない理由およびその原因を究明し、改善に向けた指導を行いました。

(5) 特別監査

法人運営等に重大な問題を有する法人や施設に随時特別監査を実施していますが、令和元年度は対象となる法人および施設はありませんでした。

(6) 勧告・公表

法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置（役員の解職を除く。）をとるべき旨を勧告し、当該勧告を受けた社会福祉法人が期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができます。

なお、令和元年度は対象となる法人はありませんでした。

(7) 行政処分等

勧告を受けた社会福祉法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて当該勧告に係る措置をとるべき旨を命じ、当該命令に従わないときは、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の解職を勧告し、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに一年以上にわたってその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができます。

なお、令和元年度は対象となる法人はありませんでした。

(8) 市との連携について

社会福祉法人認可事務と法人指導監査の権限の一部が市の所管となっており、市と合同で法人役員等に研修会を開催しました。

また、市職員を対象に研修会を開催し、権限移譲された社会福祉法人認可事務等が円滑に進むよう支援するとともに、指導監査時における指導事項の平準化を図りました。

- 令和元年5月28日に社会福祉法人役員および幹部職員研修会を市と合同で開催しました。

- ・対象法人 321法人中264法人が出席

- 市担当者会議（研修会）を開催し、法人運営や指導監査調書について説明するなど、法人の指導監査における指導事項の平準化を図りました。

	開催日	出席者数
第1回研修会	平成31年 4月23日	30人
第2回 "	令和 元年 6月18日	30人

- 円滑な指導監査を実施するため、県庁において県・市連絡会議及び作業部会を開催しました。

会議	開催日	出席者数
第1回県・市連絡会議	平成31年 4月23日	30人
第2回県・市連絡会議	令和 元年 6月18日	30人
第1回県・市作業部会	令和 元年 6月18日	16人
第2回県・市作業部会	令和 元年12月24日	18人
第3回県・市作業部会	令和 2年 3月11日	15人

(参考)

所轄庁ごとの社会福祉法人数および社会福祉施設数

所轄庁	所轄社会福祉 法人数	所轄社会福祉 施設数
津市	38	—
四日市市	32	—
伊勢市	23	—
松阪市	26	—
桑名市	17	—
鈴鹿市	29	—
名張市	8	—
尾鷲市	2	—
亀山市	9	—
鳥羽市	3	—
熊野市	5	—
いなべ市	8	—
志摩市	3	—
伊賀市	9	—
三重県	104	966
愛知県	1	—
岐阜県	1	—
奈良県	1	—
和歌山県	1	—
国	1	—
計	321	

- (注) 1 対象社会福祉法人数は、令和元年度当初現在
2 対象社会福祉施設数は、令和元年度当初現在
3 国・他県・市の所轄となる社会福祉法人が運営する社会福祉施設
966施設の指導監査は、三重県が実施します。

2 介護保険サービス事業所

(1) 介護保険サービス事業所の指導および監査

「令和元年度介護保険サービス事業者等指導・監査実施方針」において重点項目を定め、介護保険施設・事業所の実地指導を実施するとともに、不適切な介護保険サービスの提供や介護給付費請求の事務処理に誤りがあった施設・事業所に対しては指導を行い、その改善を図りました。

また、事業運営等について不正が疑われる事業所に対しては随時監査を実施しました。

その他、地域別に集団指導（講習会）を実施し、法令遵守等に関する指導を行いました。

(令和元年度指導・監査実施方針の重点項目)

- ① 法令遵守の状況について（人員・運営基準等に基づき運営され、適正な介護報酬の請求が行われているか等）
- ② 虐待行為の状況について（職員が利用者に対し身体的・心理的虐待等を行っていないか、研修等の虐待防止の取組が行われているか等）
- ③ サービスの質の確保・向上について（個々の計画に沿ったサービスの提供、身体拘束の原則禁止、利用者等への説明責任、苦情への対応等が適切に行われているか等）
- ④ 危機管理への取組みについて（火災、地震、風水害発生時における防災対策および侵入者等に対する防犯対策が確保されているか、感染症の発生およびまん延の防止対策等が適切に行われているか等）
- ⑤ 高齢者向け住宅を設置する法人が運営する居宅サービス事業所等の運営状況について（住宅におけるサービスと介護サービスが混同して行われ、虚偽のサービス提供記録等により報酬を不正に請求していないか等）

(2) 実施状況

指導および監査の実施状況は、次表のとおりです。

対象3, 236介護施設・事業所のうち、234介護施設・事業所に実地指導を、1事業所に随時監査を実施しました。

また、集団指導（講習会）を2, 864介護施設・事業所に対して実施し、法制度の周知を図りました。

表3 指導等の実施状況

(令和2年3月31日現在)

指導・監査の種類	実施数	対象数
1 集団指導 (延3日)	2,864	3,236
2 実地指導		
(介護給付サービス事業)		
訪問介護事業所	36	574
訪問入浴介護事業所	1	26
訪問看護事業所	5	173
訪問リハビリテーション事業所	3	20
通所介護事業所	32	471
通所リハビリテーション事業所	6	128
短期入所生活介護事業所	27	212
短期入所療養介護事業所	9	87
特定施設入居者生活介護事業所	8	58
福祉用具貸与事業所	4	146
特定福祉用具販売事業所	2	143
介護老人福祉施設	28	160
介護老人保健施設	10	77
介護療養型医療施設	0	11
介護医療院	0	1
小計	171	2,287
(予防給付サービス事業)		
訪問入浴介護事業所	0	24
訪問看護事業所	5	160
訪問リハビリテーション事業所	3	19
通所リハビリテーション事業所	6	126
短期入所生活介護事業所	27	197
短期入所療養介護事業所	8	85
特定施設入居者生活介護事業所	8	50
福祉用具貸与事業所	4	145
特定福祉用具販売事業所	2	143
小計	63	949
計	234	3,236
3 随時監査		
訪問介護事業所	1	—
計	1	—

(注) 「対象数」は、令和元年度当初の指定事業所数(事業実績のある「みなし事業所」を含む)です。

(3) 実地指導結果

① 介護給付サービス事業分

実地指導を実施した171介護施設・事業所のうち、161介護施設・事業所に670件の改善指導等を行いました。主な内容は次のとおりです。

ア 人員基準に関するもの

22件 (3.3%)

- ・訪問介護員の配置が適切でない。
- ・生活相談員の配置が適切でない。
- ・サービス提供責任者の配置が適切でない。
- ・栄養士の配置が適切でない。

- ・計画作成担当者の配置が適切でない。

イ 運営基準に関するもの **546件（81.5%）**

- ・緊急やむを得ず身体拘束を行った際の、態様、時間帯、見直し状況等の記録がない。
- ・施設内で発生した事故に対する適切な初動体制が確保されていない。
- ・訪問介護計画が作成されていない。
- ・感染症対応マニュアル等が作成されていない。
- ・サービス提供の記録が作成されていない。
- ・辞令・労働条件通知書等により、管理者等の職種が明確にされていない。
- ・自ら提供するサービスの質の評価が行われていない。
- ・職員の健康状態の管理が十分行われていない。
- ・職員の資質向上のための研修の機会が確保されていない。
- ・地震等非常災害発生時の安全確保のために必要な行動手順等を定めた具体的な計画が作成されていない。
- ・秘密保持について、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことのないよう、誓約書を徴する等の必要な措置が講じられていない。

ウ 介護給付費の算定に関するもの **63件（9.4%）**

- ・個別機能訓練加算について、訓練の効果、実施方法等に対する評価の記録が十分でない。
- ・口腔衛生管理体制加算について、歯科医師等による介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導の記録がなされていない。
- ・生活機能向上連携加算について、各月の評価内容、目標達成度合いを入居者等に報告・相談した記録がなされていない。
- ・介護職員処遇改善加算に係る改善計画書の内容について、全ての介護職員に対し、適切に説明していない。

② 予防給付サービス事業分

指導を実施した63介護事業所のうち、54介護事業所に184件の改善指導等を行いました。主な内容は次のとおりです。

ア 人員基準に関するもの **8件（4.3%）**

- ・生活相談員の配置が適切でない。
- ・栄養士の配置が適切でない。
- ・計画作成担当者の配置が適切でない。

イ 運営基準に関するもの **149件（81.0%）**

- ・施設内で発生した事故に対する適切な初動体制が確保されていない。
- ・辞令・労働条件通知書等により、管理者等の職種が明確にされていない。
- ・自ら提供するサービスの質の評価が行われていない。

- ・ 秘密保持について、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことのないよう、誓約書を徴する等の必要な措置が講じられていない。
- ・ 地震等非常災害発生時の安全確保のために必要な行動手順等を定めた具体的な計画が作成されていない。

ウ 介護給付費の算定に関するもの 15件 (8.2%)

- ・ 運動器機能向上加算について、モニタリングの記録がなされていない。
- ・ 介護職員処遇改善加算に係る改善計画書の内容について、全ての介護職員に対し、適切に説明していない。

なお、令和元年度実地指導における、介護報酬の過誤調整（自主返還）による返還決定額は、次のとおりです。

返還の種別	事業所数	返還決定額（円）
実地指導結果に基づく過誤調整	3	605,788
監査結果に基づく過誤調整	2	23,405,698
計	5	24,011,486

(注) 令和2年4月末までに確定した金額です。

表4 介護給付サービス事業に係る指摘件数（実地指導分）

(令和2年3月31日現在)

指定施設・事業所	指摘項目	人員基準 関係	運営基準 関係	給付費の 算定	その他	計
訪問介護事業所		4	146	12	4	166
訪問入浴介護事業所		—	3	—	—	3
訪問看護事業所		—	15	1	—	16
訪問リハビリテーション事業所		—	5	—	—	5
通所介護事業所		6	116	13	6	141
通所リハビリテーション事業所		—	20	3	1	24
短期入所生活介護事業所		5	54	6	9	74
短期入所療養介護事業所		1	31	2	2	36
特定施設入居者生活介護事業所		3	25	6	—	34
福祉用具貸与事業所		—	12	—	—	12
特定福祉用具販売事業所		—	9	—	—	9
介護老人福祉施設		1	65	15	13	94
介護老人保健施設		2	45	5	4	56
計						
〔 実施171施設・事業所 指摘161施設・事業所 〕		22 (3.3%)	546 (81.5%)	63 (9.4%)	39 (5.8%)	670 (100.0%)

表5 予防給付サービス事業に係る指摘件数（実地指導分）

（令和2年3月31日現在）

指定施設・事業所	指摘項目	人員基準 関係	運営基準 関係	給付費の 算定	その他	計
訪問看護事業所		—	8	—	—	8
訪問リハビリテーション事業所		—	3	—	—	3
通所リハビリテーション事業所		—	20	3	1	24
短期入所生活介護事業所		5	51	5	9	70
短期入所療養介護事業所		—	22	2	2	26
特定施設入居者生活介護事業所		3	24	5	—	32
福祉用具貸与事業所		—	12	—	—	12
特定福祉用具販売事業所		—	9	—	—	9
計						
〔 実施63施設・事業所 〕		8	149	15	12	184
〔 指摘54施設・事業所 〕		(4.3%)	(81.0%)	(8.2%)	(6.5%)	(100.0%)

（4）監査結果

事業運営に不正等が疑われた1事業者の1介護事業所に監査を実施し、継続して調査しています。

3 障害福祉サービス事業所

(1) 障害福祉サービス事業所の実地指導および監査

「令和元年度障害福祉サービス事業者等指導・監査実施方針」において重点項目を定め、障害福祉サービス施設・事業所の実地指導を実施するとともに、不適切なサービスの提供や支援費請求の事務処理に誤りがあった施設・事業所に対しては指導を行い、その改善を図りました。

また、事業運営等について不正が疑われる事業所に対しては随時監査を実施しました。

その他、地域別に集団指導（講習会）を実施し、法令遵守等に関する指導を行いました。

(令和元年度指導・監査実施方針の重点項目)

- ① 法令遵守の状況について（人員・運営基準等に基づき運営され、適正な報酬の請求が行われているか等）
- ② 虐待行為の状況について（職員が利用者に対し身体的・心理的虐待等を行っていないか、研修等の虐待防止の取組が行われているか等）
- ③ サービスの質の確保・向上について（個々の計画に沿ったサービスの提供、身体拘束の原則禁止、利用者等への説明責任、苦情への対応等が適切に行われているか等）
- ④ 危機管理への取組みについて（火災、地震、風水害発生時における防災対策および侵入者等に対する防犯対策が確保されているか、感染症の発生およびまん延の防止対策等が適切に行われているか等）
- ⑤ 就労継続支援A型事業所の運営状況について（利用者に支払う賃金が自立支援給付費から支払われていないか等）
- ⑥ 放課後等デイサービス事業所の運営状況について（「放課後等デイサービスガイドライン」が遵守されているか等）
- ⑦ 就労系サービスの経理処理の状況について（経理区分が会計基準に則り適切に処理されているか）

(2) 実施状況

指導および監査の実施状況は、次表のとおりです。

1, 793 指定施設・事業所のうち、69 施設・事業所に実地指導を、3 事業所に随時監査を実施しました。

また、集団指導（講習会）を1, 496 施設・事業所に対して実施し、法制度の周知を図りました。

表6 指導等の実施状況

(令和2年3月31日現在)

指導・監査の種類	実施数	対象数
1 集団指導 (延3日)	1, 496	1, 793
2 実地指導		
居宅介護事業所	4	303
重度訪問介護事業所	3	220
同行援護事業所	2	87
行動援護事業所	1	14
療養介護事業所	0	5
生活介護事業所	2	177
短期入所事業所	1	96
重度障害者等包括支援事業所	0	0
自立訓練(機能訓練)事業所	0	1
自立訓練(生活訓練)事業所	0	17
就労移行支援事業所	0	40
就労継続支援(A型)事業所	16	78
就労継続支援(B型)事業所	12	228
就労定着支援事業所	1	10
障害者支援施設	0	39
共同生活援助事業所(包括型)	0	103
共同生活援助事業所(外部型)	0	8
共同生活援助事業所(日中型)	0	1
自立生活援助事業所	0	0
地域移行支援事業所	1	27
地域定着支援事業所	1	25
児童発達支援事業所	11	102
医療型児童発達支援事業所	0	0
居宅訪問型児童発達支援事業所	0	1
放課後等デイサービス事業所	14	195
保育所等訪問支援事業所	0	8
福祉型障害児入所施設	0	4
医療型障害児入所施設	0	4
計	69	1, 793
3 随時監査		
共同生活援助事業所	1	—
居宅介護事業所	2	—
計	3	—

(注) 「対象数」は、令和元年度当初の指定事業所数です。

(3) 実地指導結果

実地指導を実施した69施設・事業所のうち、65施設・事業所に330件の改善指導等を行いました。

主な内容は次のとおりです。

ア 人員に関する基準に関するもの

8件 (2. 4%)

- ・児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者について、配置すべき基準を満たしていない。

- ・サービス管理責任者の配置がなされていない。

イ 運営に関する基準に関するもの 270件（81.8%）

- ・内容および手続きの説明、同意が適切に行われていない。
- ・定員を超えた利用者を受け入れている。
- ・職員の健康状態の管理が十分行われていない。
- ・利用者の家族の個人情報を利用するにあたり、家族の同意がない。
- ・個別支援計画の作成に伴う一連の業務が適切に行われていない。
- ・心身の状況等の記録（フェイスシート）が、長期間にわたり更新していない。
- ・非常災害対策について、地震、水害、火災等の対応マニュアルが整備されていない。
- ・定期的に避難、消火その他必要な訓練が行われていない。
- ・秘密保持のための必要な措置を講じていない。

ウ 給付費等の算定に関するもの 41件（12.4%）

- ・児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者について、配置すべき基準を満たさない。
- ・賃金向上達成指導員加算について、日々の講じた記録がなされていない。
- ・欠席時対応加算における対応状況の記録が十分でない。

なお、令和元年度実地指導における、給付費等の過誤調整（自主返還）による返還決定額は、次のとおりです。

返還の種別	事業所数	返還決定額（円）
実地指導結果に基づく過誤調整	2	529,040
監査結果に基づく過誤調整	0	0
計	2	529,040

（注）令和2年4月末までに確定した金額です。

表7 障害福祉サービス事業に係る指摘件数（実地指導分）

（令和2年3月31日現在）

指定施設・事業所	指摘項目	人員基準 関係	運営基準 関係	給付費等 の算定	その他	計
居宅介護事業所		—	26	1	2	29
重度訪問介護事業所		—	11	—	—	11
同行援護事業所		—	9	—	1	10
行動援護事業所		—	4	—	—	4
短期入所事業所		—	2	—	—	2
生活介護事業所		—	9	1	1	11
就労継続支援（A型）事業所		—	64	6	3	73
就労継続支援（B型）事業所		1	43	9	2	55
就労定着支援事業所		—	3	—	—	3
地域移行支援事業所		—	1	—	—	1
地域定着支援事業所		—	1	—	—	1
児童発達支援事業所		4	36	9	1	50
放課後等デイサービス事業所		3	61	15	1	80
計						
〔 実施 69施設・事業所 〕		8	270	41	11	330
〔 指摘 65施設・事業所 〕		(2.4%)	(81.8%)	(12.4%)	(3.3%)	(100.0%)

（注）小数点第2位以下四捨五入のため、合計が100.0%にならない場合があります。

（4）監査結果

事業運営に不正等が疑われた2事業者の2居宅介護事業所、及び1事業者の1共同生活援助事業所に監査を実施し、継続して調査しています。

4 行政監査

（1）福祉事務所、市町等の監査

社会福祉法、児童福祉法および「令和元年度福祉行政指導監査実施方針」により、児童福祉行政について行政監査を実施し、改善を図りました。

（2）実施状況

（令和2年3月31日現在）

区 分	実 施 数	対 象 数
県福祉事務所	0	4
児童相談所	0	5
市町福祉行政	20	29

（3）指摘事項

① 市町福祉行政

監査を実施した20市町のうち、7市町に13件の指摘を行いました。
内容は次のとおりです。

ア 児童福祉行政事務処理体制の状況	9件（69.2%）
イ 要保護児童等の把握	0件（0%）
ウ 保育の実施事務処理状況	4件（30.8%）
エ 保育所運営費の事務処理状況	0件（0%）
オ 入所施設措置費等の事務処理の状況	0件（0%）

表8 市町行政監査の指摘項目および件数

(令和2年3月31日現在)

指摘項目 市 町	事務処理体制の状況	要保護児童等の把握	保育の実施事務処理	保育所運営費の事務処理	入所施設措置費等の事務処理	計
児童福祉行政 実施13市7町 (指摘4市3町)	9 (69.2%)	0 (0%)	4 (30.8%)	0 (0%)	0 (0%)	13 (100.0%)

(注) 小数点第2位以下四捨五入のため、合計が100.0%にならない場合があります。

5 公益法人等立入検査

(1) 公益法人の検査

子ども・福祉部が所管する公益法人のうち、2公益財団法人の検査を実施しました。

(2) 実施状況

(令和2年3月31日現在)

区 分	実施数	対象数
公益法人 ^{※1}	2	5
公益社団法人	0	1
公益財団法人	2	4
計	2	9

(注) 「対象数」は令和元年度当初の子ども・福祉部所管法人数です。

(※1) 新制度の公益社団法人および公益財団法人です。

(3) 指摘事項

検査を実施した2公益財団法人について、8件の指摘を行いました。

ア 公益認定基準遵守および変更認定申請の状況 0件(0.0%)

・該当なし

イ 法人の組織および内部統治（ガバナンス）の状況 8件(100.0%)

- ・役員、評議員から徴する欠格事由に係る誓約書（確認書）について、欠格事由すべてを誓約する内容に改めること。
- ・役員を選任の際、欠格事由に該当しない旨の確認書を徴すること。
- ・幹事選任に関する議案を評議員会に提出する場合は、事前に幹事の同意を得ること。
- ・評議委員会前の理事会において、評議員会へ提出する理事、監事候補者選任議案提出の決議と評議員会招集の決議は、明確に区分して決議し、議事録に残すこと。
- ・理事会の決議の省略について、理事全員の同意書及び各監事の異議を述べない旨の確認書を徴すること。

- ・役員等に対する報酬等の基準について、閲覧の請求があった場合応じられるよう整備するとともに、主たる事務所等に備え置くこと。

- ・公印管理規程を定めること。

ウ 会計事務の状況 0件 (0.0%)

- ・該当なし

エ 定期報告書類および届出の状況 0件 (0.0%)

- ・該当なし

6 その他

(1) 社会福祉法人役員および幹部職員研修会

社会福祉法人、社会福祉施設の役職員の資質向上等を図ることを目的に、次の研修を実施しました。

研修会名	日数	対象法人数	参加法人数	参加率
社会福祉法人役員 および幹部職員研修会	1	321	264	82.2%

(注)対象法人数は、令和元年5月28日(開催日)現在。